

令和 4 年 1 月 28 日

新入保護者 様

志木市教育委員会  
教育長 柚木 博  
志木市立志木第二中学校  
校長 本 荘 真

### 食物アレルギー対応について

大寒の候、保護者様におかれましては、ご健勝のことと存じます。

さて、現在本市における食物アレルギーの給食対応については、下記のとおり行っております。つきましては、給食でのアレルギー対応が必要なご家庭は入学までに保護者様との面談の機会を設け、**学校生活管理指導表・食物アレルギー家庭状況**についての提出とともに、お子さまの詳しい状況についてお伺いいたします。

なお、その後、本校での対応の可否や方法を決めていきますので、ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

### 記

食物アレルギーの給食対応については、以下 3 点いずれにも該当することが必要です。

- ・ 医師による治療や診断を受けている。
- ・ ご家庭においても対応食を実施している。
- ・ 学校給食における対応の希望がある。

#### 1 志木市の対応について

- (1) 除去対応ができる食品は、「卵」「牛乳・乳製品」「種実類」「エビ」「カニ」「鮭フレーク」「ちりめんじゃこ」「しらす」「たらこ」「かえり煮干し」「缶詰の果物」「ココア」「チョコレート」です。

平成 30 年度より文科省の指導により、安全確保のため一部除去はせず、完全除去対応になりました。また、平成 31 年度からは、エビ・カニの除去希望がある場合、代替品をお持ちいただくことがあります。(※「エビ・カニを含む可能性があるじゃこ・しらす・たらこ・わかめ」については除去対象になりません。)

飲用牛乳のみ除去希望の場合、学校生活管理指導表に医師から「負荷試験陰性、飲用牛乳のみ除去」を明記していただく必要があります。(牛乳・乳製品は、たんぱく質の摂取量によってアレルギーの有無が決まります。負荷試験では陰性でも、給食で飲用牛乳(200ml)を飲

用すると、食事の内容によっては、牛乳・乳製品の摂取量が多くなってしまふ場合があります。家庭での食事を基本とするため、給食で飲用牛乳のみを除去することによって、家庭で牛乳・乳製品が摂取できなくなることを防ぎます。）

調理・施設面（大量調理、児童数、給食施設、給食関係に携わる人数等）の条件によっては、必ずしも対応できないことがあります。多品目のアレルギー食品が入る料理は、すべてのアレルギーの食品を除いた料理に統一させていただく事もあります。ご了承ください。

- (2) だし等にアレルギー反応を起こす重篤なアレルギー食品が当日の献立にある場合は、ご家庭からお弁当を持参していただいております。その後の経過や現在の状況によっては、（必要に応じて主治医の意見を参考にし）て）対応を検討させていただきます。
- (3) 食物アレルギー対応食品を揚げた油の除去を希望される場合は、かなり重篤なアレルギーがあることを意味するため、一年間、揚げ物については、家庭からお弁当を持参していただいております。また、アレルギーの原因食品が多く、学校給食でほとんど食べられる物がなない場合もお弁当を持参していただいております。
- (4) 除去や一部代替の対応ができない食品について、学校からアレルギー物質等の情報提供を希望する場合も**学校生活管理指導表・食物アレルギー家庭状況についての提出**をお願いします。

## 2 給食費について

アレルギーの対応を行っている場合についても、給食費の返金はありません。

## 3 注意事項について

学校では、医師の署名が入った学校生活管理指導表を大原則として、アレルギー対応を行っております。対応が必要な場合は、必ずご提出くださいますようお願いいたします。

また、学校生活管理指導表が提出されない場合は、対応できませんのでご了承ください。

■該当すると思われるお子さまのご家庭は、2月末までに本校（下記）へ必ずご連絡ください。

お問い合わせ先
志木市立志木第二中学校 電話 048-473-2379 担当 教頭 児玉 壮史